

自転車のルール、
甘くみていませんか？

市内で起こった人身事故の約 4 割が
自転車に関連する事故なんです！

あなたのこんな行動が事故につながります

ほかの車両等に認識されず、
事故になる可能性があります。



無灯火

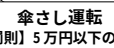
【罰則】5万円以下の罰金、過失も同じ

安全な運転に必要な
音が聞こえない状態で運転
してはいけません。



イヤホン等を使用しての運転
【罰則】5万円以下の罰金

安全な操作ができず危険です。



傘さし運転

【罰則】5万円以下の罰金

自転車が一時的停止規制を免除
される規定はありません。



一時停止不停止

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の
罰金、過失は10万円以下の罰金

遮断機が下りていたり、警
報機が鳴っているときは、絶対
に踏切内に入ってはいけません。



遮断踏切内侵入

【罰則】3月以下の懲役又は5万円以下の
罰金、過失は10万円以下の罰金

調べてみま
した！

- ◇無灯火・・・100人中68人
- ◇傘さし運転（降雨時）・・・100人中55人
- ◇イヤホン装着・・・100人中3人
- ◇スマホ等のながら運転・・・100人中7人
- ◇遮断踏切内侵入・・・100人中16人
- ◇一時停止不停止・・・100人中なんと100人

に違反行為が認められました！！
（市生活安全課調べ）

◆ このほか、自転車を運転する際のルールはたくさんあります。詳しくは『自転車のルールブック』をご覧ください。QRコードからも読み込めます。
http://www.city.amagasaki.hvgo.jp/dbps_data/material/files/000/000/033/740/itensya.pdf

尼崎市生活安全課 Tel06-6489-6502

自転車の盗難を防ごう！

①どこに停めていても自転車の鍵をかけましょう！

・自宅の敷地内だからといって、

鍵を付けたままにしていますか？

・ほんの数分だからといって、

鍵を付けたままにしていますか？



その油断が大きな隙に！

鍵はしっかりかけ2重ロックにしましょう。

②自転車の盗難にはこんな問題が！！

○盗難されたって、また安いのを買い換えよう～
→盗難された自転車、歩行者をはねたり、ひったくりをしたり、緊急車両（救急車、消防車など）の妨害をされるかもしれません。

○自転車盗難は未成年者によるものが38.4%（兵庫県警察本部統計）

○ツーロックをすると99.7%の盗難を防止できる（警察調べ）

調べてみま
した！

- ◇無施錠・・・100台中10台（盗難に遭った100台では約4割が無施錠！！やはり無施錠は盗難に遭いやすいことがここからもわかります。）
- ◇ワンロック・・・100台中86台
- ◇ツーロック・・・100台中4台
（市生活安全課調べ）

尼崎市役所 生活安全課 電話 06-6489-6502

〇×クイズ



短時間なら鍵を
かけなくても大丈夫？



× ほんの少しの時間でも盗難されるおそれがあります。



これまで、盗られたことが
ないから大丈夫？



× その油断が盗難を招きます。



家の前だから鍵を
かけなくても大丈夫？



× 施錠されていない自転車は窃盗犯の大好物です。



駐輪場だから大丈夫？



× 駐輪場でも盗難されるおそれがあります。きちんと施錠して備えましょう。



鍵を1つでもきちんと施錠
しているから大丈夫？



△ツーロックが望ましいです。ツーロックをしていると盗難される確率はきわめて低いです。